

<報道発表資料>

E-mail: a2640-06@pref.saitama.lg.jp

.....
カテゴリー：お知らせ

令和8年10月14日

**全国一斉に軽油の路上抜取調査を実施
－ 10月は全国不正軽油撲滅強化月間です－**

不正軽油^注撲滅のため、全国47都道府県が連携し、主要幹線道路等で一斉に軽油の路上抜取調査を行いました。

この調査は、不正軽油の使用を取り締まること及び不正軽油関与者へのけん制を目的に実施するもので、今後、抜き取った軽油について成分分析等を行い、不正軽油が発見された場合には、地方税法に基づき、厳正に対処します。

10月は不正軽油撲滅の取組を全国で強化しています。不正軽油に関する情報がありましたら、「不正軽油110番」まで情報をお寄せください。

「不正軽油110番」

埼玉県総務部税務課課税担当 048(830)2658

電子メール a2640-06@pref.saitama.lg.jp



注) 不正軽油とは、軽油に灯油や重油などを混ぜた燃料のことや、自動車の燃料として使用される灯油や重油のことをいいます。不正軽油の製造・運搬・販売・使用は、軽油引取税の脱税にとどまらず、公正な市場競争を阻害し、環境や県民の健康にも重大な影響を与える犯罪行為です。

○ 全国一斉路上軽油抜取調査

1 県内実施状況

- (1) 実施日 令和8年10月14日(水曜日)
- (2) 実施箇所数 3か所
- (3) 調査体制 計32名(警察官含む)
- (4) 燃料の抜取本数 計62本

2 実施方法

道路を走行しているディーゼル車両に停止してもらい、車両タンクから燃料を抜き取るとともに、運転者から燃料の購入先等を聞き取る調査を行いました。



調査の様子